

## 第2節 計画の位置づけ、性格及び目標年次

### 1 計画の位置づけ

本県においては、「21世紀兵庫長期ビジョン（平成13年2月）」のなかで、目指すべき社会像の一つとして「環境優先社会」を掲げ、①人と自然が調和した健康で快適な「共生と循環」の社会 ②循環に即した生活・経済活動が確立した社会 ③循環を促すさまざまさしきみが整った社会を提唱している。

また、平成12年12月に決定された国の新環境基本計画を踏まえ、「共生と循環の環境適合型社会」の実現を目指として、「新兵庫県環境基本計画」を策定した。

さらに、この新兵庫県環境基本計画の下に位置づけられる「ひょうご循環社会ビジョン（以下「ビジョン」という。）」では、我々の目指すべき社会とその取組の方向を示している。本ビジョンにおいて示した目指すべき社会は、「持続可能な循環型社会」であり、その具体的な姿として①自然生態系との共生が図られている社会②市民の自律による安全で快適な社会③環境と経済が調和し環境ビジネスが発展する社会を掲げている。そして、そのような社会の「実現を図るための基本の方策」として、次の4点を掲げている。

- ① 廃棄物となるものの発生抑制を第一に、次いで廃棄物の再利用、再資源化を行い、最終的に適正処分を行うという原則に基づいた「物質循環の促進」を図ること。
- ② 事業活動や消費活動における「環境負荷の低減」を図るとともに、それらに起因する「リスクの管理」を行うこと。
- ③ 社会の全ての構成員による合意と実践により持続可能な循環型社会を達成するために、「社会のあらゆる主体の参画と協働」を実現すること。
- ④ 持続可能な循環型社会の実現の障害となっている法制度や経済ルールの見直しによる「新たな仕組みづくり」を推進すること。

さらに、ビジョンでは、上記基本の方策推進に向けた戦略を具体的に進めていくため、その実施計画として兵庫県廃棄物処理計画を位置づけている。

### 2 計画の性格

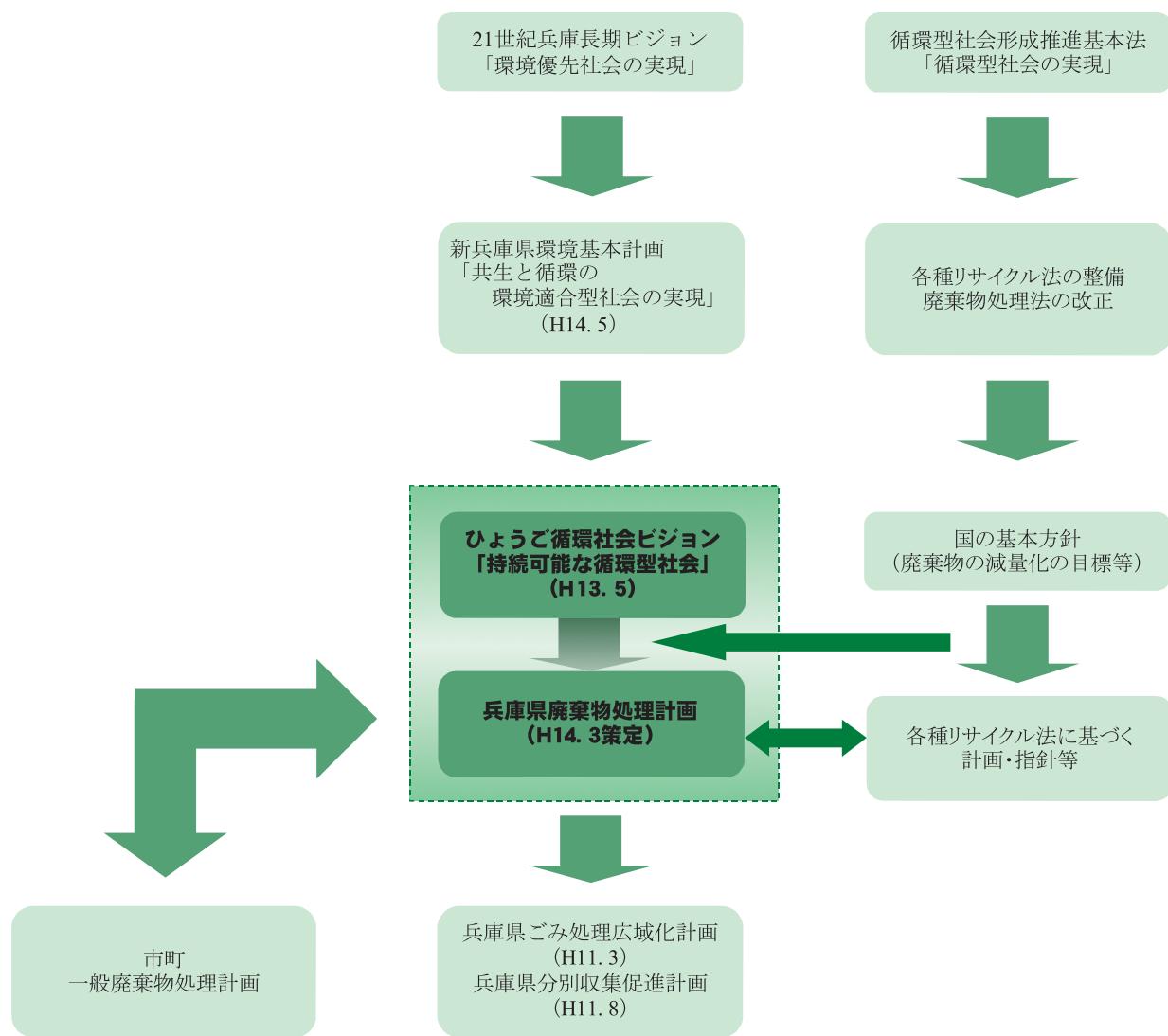
本計画は、本県における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するとともに、以下の性格を併せ持つものである。

- (1) 本計画は、県民、事業者、行政の参画と協働のもとに、持続可能な循環型社会の実現を目指す指針である。
- (2) 一般廃棄物対策の観点からは、市町の「一般廃棄物処理計画」策定のための指針であり、「兵庫県ごみ処理広域化計画（平成11年3月）」や「兵庫県分別収集促進計画（平成11年8月）」に対して基本となる計画である。
- (3) 産業廃棄物対策の観点からは、従来の「産業廃棄物処理計画」の後継計画として、

事業者や処理業者の指導等のための指針である。

- (4) 各種リサイクル関連法に基づく、各種個別の計画・指針等と相互に連携しながら、循環型社会の実現を目指すものである。

図 1-1 本計画の位置づけ・性格



### 3 計画の目標年次

本計画は、平成 13 年度を初年度、平成 22 年度を目標年度（平成 17 年度を中間目標年度）とする 10 カ年計画とし、概ね 5 年後に見直すものとする。